練馬区告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第２項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和８年11月５日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月５日

練馬区長　　吉　田　健　一

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	増面積（平方メートル）
15-179	起点　練馬区　羽沢一丁目3番48地先 終点　練馬区　羽沢一丁目3番50地先まで	変更前	4.54	7.82	―――
		変更後	5.27	7.82	5.75

特別区道路線区域変更図

羽　沢　一丁目 地内

縮 尺　６００分の１

—— 特別区道

—— 区域変更による道路



